

高知県共働き・共育てロゴマーク 使用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「共働き・共育て」の理念の普及・浸透を図るために高知県が作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用目的)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「共働き・共育て」の普及・浸透を図ることを目的として、使用することができる。

(使用の届出)

第4条 使用者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、高知県、高知県内市町村、「共働き・共育て」推進のこうち共同宣言団体、こうち男性育休推進企業が使用する場合又は高知県が主催若しくは共催で実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ「高知県共働き・共育てロゴマーク使用届出書」（様式第1号）を高知県総合企画部元気な未来創造課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第5条 届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ「高知県共働き・共育てロゴマーク使用変更届出書」（様式第2号）を課長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(使用制限)

第6条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用できないものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するものに使用する場合
- (2) 政治活動、宗教活動その他特定の思想信条の主張に利用する場合
- (3) 特定の商品・サービスの販売を目的として使用する場合
- (4) ロゴマークを第三者に貸与、譲渡又は販売する目的で使用する場合
- (5) 高知県の信用や品位を害するおそれのある利用をする場合
- (6) ロゴマークを用いて、商標登録・意匠登録その他知的財産権の設定を行う場合

(使用方法)

第7条 ロゴマークは、次の各号に掲げるとおり使用することができるものとする。

- (1) ロゴマークは、別図に定める指定カラーを使用するものとする。ただし、印刷物等の仕様により難しい場合は、別途県と協議するものとする。
- (2) ロゴマークの図形を變形（縦横比を保った拡大・縮小を除く。）してはならない。
- (3) ロゴマークに他の文字や色等、別の要素を加えてはならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの著作権使用料は無料とする。

(使用者の責任)

第9条 使用者がロゴマークを利用することにより生じた事故、苦情、紛争については、自己の責任と負担において対応するものとし、県は一切の責任を負わない。

(報告)

第10条 県は、必要に応じて使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求めることができる。

(使用の禁止・停止)

第11条 使用者が第6条に定める制限に違反して使用した場合、又はロゴマークの趣旨に照らし不相当と認められる場合、県はロゴマークの使用停止を命ずることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、速やかに使用を中止しなければならない。

(著作権等)

第12条 ロゴマークに関する著作権は高知県に属し、その運用に関する事務は総合企画部 元気な未来創造課が行う。

(その他)


第13条 本要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。


附則


この要領は、令和7年10月6日から施行する。

この要領は、令和8年6月1日から施行する。



 C 0% M 60% Y 100% K 0%
R 239% G 130% B 0%
HEX #f08300

 C 60% M 0% Y 100% K 0%
R 111% G 185% B 44%
HEX #6fba2c

 C 90% M 10% Y 0% K 0%
R 62% G 58% B 57%
HEX #3e3a39